

# 水面利用ルールの適用区間

市川大橋(上り線)～行徳可動堰



## 水面利用ルール

- 船舶は、海上交通法規（海上衝突予防法、港則法）や船舶免許・船体に関する法規を守って通航すること。また、千葉県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に違反しないこと。
- 漁船、遊漁船、プレジャーボート等（以下「動力船」という）は、適用区内においては、速力を減じて航行すること。
- 動力船は、河川中央部の事前に決められた通行路（ブイにより区域を明示）を通航すること。
- 動力船は、手こぎボート、カヌー等（以下「非動力船」という）、漁労及び工事に従事している船舶を認めた場合は、速力を減じる等十分注意して航行すること。
- 非動力船は、動力船が通航するとして決められた航路内には、停泊しないこと。
- 船舶等は、所定の係留場所へ安全に係留して置くこと。河川内での無許可による船舶係留施設の設置は、禁止する。

区分 Classification	表示方法	内容	利用の例 Examples of use	ポート(船舶)の利用者の方々へ
水面 Surface of water	船舶航行ゾーン Ship cruising zone	ブイにより明示された航行するゾーン	船舶の航行、ボートの遊覧など Cruising of ships, rowing of boats, etc.	ポート(船舶)の航行、遊覧ができます
水際 Waterside	保全ゾーン Preservation zone	良好な自然環境、水面景観を保全するゾーン	バードウォッチング自然観察など Bird watching, observation on nature, etc.	ポート(船舶)の乗り入れ、係留はできません
	自然利用ゾーン Nature utilization zone	自然環境を生かし、水際での活動が行えるゾーン	上記に加え、釣り、散策など Fishing, stroll, etc. in addition to the above	ポート(船舶)の係留はできません
暫定係留ゾーン Temporary mooring zone	■	河川環境を保全しつつ係留施設の設置を認めたゾーン	船舶係留施設の設置など Installation of ship mooring facilities, etc.	河川法の許可を得たポート(船舶)のみ係留できます —新たな許可はできません—

\*河川の水面は自由使用が原則であり、あえて手こぎボートゾーンは設定しない。

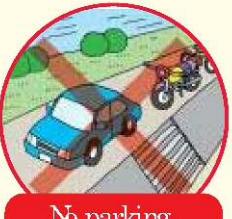
\*江戸川放水路水面利用計画のゾーニングは、江戸川放水路の機能の維持及び老朽化した行徳可動堰の改修が計画されていることから、同堰の改修工事の施工にあたり見直す場合もある。

# 江戸川放水路に水面利用と河川敷利用のルールができました!!

## 河川敷利用ルール Rules for utilization of the riverbed

- ① ゴミは、各自、必ず持ち帰ること。  
採ったカキの殻は必ず持ち帰ること。

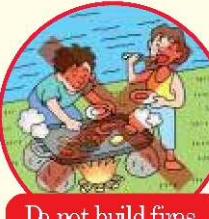
Be sure to bring back your own refuses.  
Take home the oysters shells of oysters that you catch.



No parking.



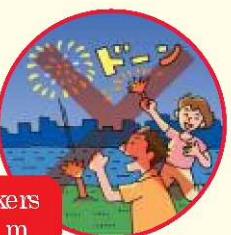
No littering.



Do not build fires.

- ② 他の利用者や近隣住民の迷惑になるような騒音を出さないこと。

Do not make noises that may trouble other users or local residents.



No firecrackers  
after 9:00p.m.



Golf not allowed.

- ③ 自動車及びバイクは、周辺道路への違法駐車及び堤防上への乗入れや駐車はしないこと。

Do not park cars and motorcycles illegally on nearby roads or ride onto or park on the bank.

- ④ 釣り人は、不要な釣り糸、釣り針、餌などを捨てずに持ち帰ること。

Fishers should bring back waste fishing lines, hooks, baits, etc. without throwing them away.

- ⑤ 保全ゾーン内(水面利用の緑色区間)へは、必要以上に立ち入らないこと。

Do not enter the preservation zone exceeding the range of necessary.

- ⑥ バーベキューは、直火で絶対に行わないこと。

Never use direct fire for barbecue cooking.



Take all garbage with you (when you leave).



Clean up after your dog.

- ⑦ 21時以降は、音の出る花火はしないこと。

Do not play fireworks that produce sounds after 21 o'clock.

- ⑧ 21時以降は、大きな声や大きな音を出して騒がないこと。

Do not make loud voices or sounds after 21 o'clock.

- ⑨ 犬の放し飼い及び粪の放置は、しないこと。

Do not give dogs free run or leave their excrements alone.

- ⑩ ゴルフの練習は、行わないこと。

Do not practice golf.

江戸川放水路は、首都圏の市民が身边に水に親しむことのできる貴重な空間となっており、シーズンには、水面はハゼ釣りのボート、高水敷はバーベキューを行う人など広大な河川空間は多様な利用が行われています。

これに伴い、船舶の通航における事故やトラブルの発生、地域住民への影響、河川環境への影響など利用上の問題点が心配されます。

そこで、江戸川放水路の安全で秩序ある快適な水面利用と河川利用を図るため、地元自治会、漁業協同組合、自然保護団体、行政等により設立された「江戸川放水路水面等利用者協議会」において、河川利用者が守るべき基本的なルールを次のとおり作成しました。

ルールは、水面利用と河川敷利用の二本立てになっており、江戸川放水路を利用する全ての方は、このルールを守り、他の利用者や周辺住民に迷惑を掛けないよう安全で秩序ある利用を心掛けて下さい。

なお、本ルールは、任意のルールですので、守らないからといって直ちに罰せられるようなことはありませんが、利用者のマナーやモラルの向上が図られない場合には、河川法等の法律による規制を行う場合があります。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

### 江戸川放水路水面等利用者協議会

田尻自治会、高谷自治会、河原自治会、妙典1・2丁目自治会、市川市漁業協同組合、同遊漁船業部会、江戸川を守る会市川支部、三番瀬環境市民センター、行徳野鳥観察倅友の会、妙典河川敷の環境を守る会、市川市自然博物館、千葉県葛南土木事務所、市川市  
国土交通省江戸川河川事務所

今後、協議会では、本ルールの周知と指導を行っていきます。

※ルールについてのお問い合わせは、次の所にお願い致します。

市川市 水と緑の部 河川・下水道建設課  
TEL. 047-712-6483 FAX. 047-712-6484

国土交通省 江戸川河川事務所 占用調整課  
TEL.04-7125-7320 FAX.04-7125-0679